

受付印

(宛先) 岡崎市長

岡崎市市税条例（以下、「条例」という。）第41条第1項又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下、「法」という。）第11条の規定により、令和〇年度の市民税（県民税）・森林環境税を減免してください。

申請者	氏名 <small>(フリガナ)</small> アイチ ハナコ 愛知 花子	申請年月日 令和〇年〇月〇日
	住所 〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地	電話番号 ☎(0564)23-〇〇〇〇
条例第41条第1項の表(1)項及び法第11条第2項に該当	条例第41条第1項の表(2)	手続きをされる方の氏名・住所・電話番号及び申請年月日を自署してください。
公の扶助を受けている	勤労学生で	
【扶助の状況】 年 月 日から次の扶助を受けることになった（該当にレ点） <input type="checkbox"/> 生活扶助 <input type="checkbox"/> 住宅扶助 <input type="checkbox"/> 教育扶助 <input type="checkbox"/> 医療扶助 <input type="checkbox"/> その他（その状況を詳しく）	【学校名、学部（課程）及 学校 学部 科	死亡された方の氏名・生年月日・死亡日及び減免手続きをされる方の続柄を記入してください。
条例第41条第1項の表(4)項に該当	条例第41条第1項の表(5)	
非課税の夫と生計を一にしている	賦課期日後に死亡し 害により住宅家財に損害を受けた	理由 年 月 日発生した
【夫が該当する非課税理由】 (該当にレ点) <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 老年者 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病による	【死亡者氏名及び死亡の日】 <small>(フリガナ)</small> アイチ タロウ 氏名 愛知 太郎 生年月日 大 昭 平 〇〇年〇月〇日 令和 〇年 〇月 〇日 死亡 続柄（死亡者から見た場合の申請者） 妻	

被災状況は、別添の「損害額計算書(資産の明細書)」のとおりです。

- 注 1 条例第41条第1項の表(3)項に該当する方は、前年所得金額が210万円以下で、当該年所得金額が前年の2分の1以下の場合です。
- 2 条例第41条第1項の表(4)項に該当する方は、非課税の夫と生計を一にする妻で、前年所得金額が法295条第1項第2号の金額（135万円）以下の場合です。
- 3 条例第41条第1項の表(5)項に該当する方は、賦課期日後（1月2日以後）に死亡した被相続人が納付すべきであった市民税を納付することが困難であると市長に認められた相続人（納税義務継承者）の場合です。
- 4 条例第41条第1項の表(6)項に該当する方は、保険金等で補填又は補填されるべき金額を除いた損害の程度が、住宅又は家財の価格の10分の3以上の場合で、かつ、合計所得金額が1000万円以下の場合です。
- 5 法第11条第1項に該当する方は、法施行令第5条に定められています。
- 6 法第11条第2項に該当する方は、生活保護法の規定による生活扶助又は法施行令第6条に規定された扶助を受けている場合です。
- 7 法第11条第3項に該当する方は、法施行令第7条に定められています。なお、法施行令第7条各号の総務大臣が定める場合については、令和4年9月9日総務省告示第310号に示されており、告示の2のロ又はハに該当する方は森林環境税のみが対象となります。

# 市民税・県民税の減免について

この書類は相続の可能性のある方へお渡ししています。相続人代表の方でなくてもこの書類の手続きができますが、もし、ご遺族の間で役割を決めていらっしゃるようでしたら、お手数ですがこの書類を該当する方へお渡し頂きますよう、お願いいたします。

市民税・県民税について、下記の要件等に該当する場合は、減免申請をすることができます。

ただし、森林環境税（年額 1,000 円）は減免の対象になりませんので、市民税・県民税が減免された場合でも、後日森林環境税分の納付書が届くことがあります。

**【要件】** 次の①及び②の両方に該当する場合に限ります。

- ①納税義務者が賦課期日の翌日（1月2日）以後に死亡した
- ②死亡した方の前年中の合計所得金額が1,000万円未満である

## **【減免対象】**

死亡した方の、これから到来する納期限に係る税額

**【申請期限】** 次の①又は②のいずれか遅い日までに申請が必要です。

- ①死亡日以後最初に到来する納期限の日
- ②死亡日から30日を経過する日

**※申請期限を過ぎた場合は、減免できませんのでご注意ください。**

※口座振替を利用されている方で口座が未解約の場合は、引き落としされることがありますが、**期限内に減免申請をすることにより**後日還付（又は充当）を受けることができますので、あらかじめご了承願います。

## **【申請方法】**

〈窓口にて申請する場合〉

身分証明書を持参のうえ、岡崎市役所市民税課（東庁舎3階）へお越しくください。

〈郵送にて申請する場合〉

裏面の記載例に従って減免申請書に記入し、次の郵送先までお送りください。

郵送先：〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地 岡崎市役所 市民税課 宛

制度の詳細や申請書の受付状況については、市民税課までお尋ねください。